

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成19年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 法第5条第5項（<u>法第21条第2項</u>において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(特定開発行為許可申請書の添付書類)</p> <p>第3条 <u>法第10条第1項</u>の申請書には、同条第2項に規定する図書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(着手の届出)</p> <p>第4条 <u>法第9条第1項</u>の許可（以下第7条を除き「許可」という。）を受けた者は、当該許可に係る対策工事等（<u>法第11条</u>に規定する対策工事等をいう。以下同じ。）に着手したときは、遅滞なく、別に定める様式による特定開発行為着手届出書を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(協議)</p> <p>第7条 <u>法第14条</u>（<u>法第16条第4項</u>において準用する場合を含む。）に規定する協議は、<u>法第9条第1項</u>の許可及び<u>法第16条第1項</u>の変更の許可の申請の<u>手続き</u>の例により行うものとする。</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第8条 <u>法第16条第2項</u>に規定する申請書は、別に定める様式による特定開発行為変更許可申請書によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(軽微な変更等の届出)</p> <p>第9条 <u>法第16条第3項</u>の規定による届出は、変更の日から14日以内に、別に定める様式による特定開発行為変更届出書により、局長に提出しなければならない。</p> <p>(廃止届の添付書類)</p> <p>第13条 <u>法第19条</u>の規定による届出をしようとする者は、省令第17条の特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 法第5条第5項（<u>法第22条第2項</u>において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(特定開発行為許可申請書の添付書類)</p> <p>第3条 <u>法第11条第1項</u>の申請書には、同条第2項に規定する図書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(着手の届出)</p> <p>第4条 <u>法第10条第1項</u>の許可（以下第7条を除き「許可」という。）を受けた者は、当該許可に係る対策工事等（<u>法第12条</u>に規定する対策工事等をいう。以下同じ。）に着手したときは、遅滞なく、別に定める様式による特定開発行為着手届出書を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(協議)</p> <p>第7条 <u>法第15条</u>（<u>法第17条第4項</u>において準用する場合を含む。）に規定する協議は、<u>法第10条第1項</u>の許可及び<u>法第17条第1項</u>の変更の許可の申請の<u>手続</u>の例により行うものとする。</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第8条 <u>法第17条第2項</u>に規定する申請書は、別に定める様式による特定開発行為変更許可申請書によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(軽微な変更等の届出)</p> <p>第9条 <u>法第17条第3項</u>の規定による届出は、変更の日から14日以内に、別に定める様式による特定開発行為変更届出書により、局長に提出しなければならない。</p> <p>(廃止届の添付書類)</p> <p>第13条 <u>法第20条</u>の規定による届出をしようとする者は、省令第17条の特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>

(1)・(2) [略]

(1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第16条第1項」を「第17条第1項」に、「第17条第2項」を「第18条第2項」に、「第18条」を「第19条」に、「第21条第1項」を「第22条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月18日から施行する。